

## 常陸大宮市職員採用試験申込受付中

### 【採用予定人数】

- ①一般事務（若干名）      ②消 防（若干名）

### 【受験申込手続き】

◎受付期間 **7月31日(木)まで**      受付時間/9:00~17:00

※土・日曜日、祝日は除く。郵便の場合は7月31日17:00到着分まで。

◎申 込 先    総務部総務課（本庁3階） 〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6

◎申込方法    直接持参または郵送

◎提出書類    ①試験申込書1部    ②付属調書1部（職種区分を明記）    ③資格取得者は免許状の写し

◎申込書の請求方法

試験申込書及び試験案内は、本庁総務課または各総合支所市民福祉課で請求できます。

なお、郵便請求は本庁総務課のみで受け付けます。封筒の表に「職員採用試験申込請求」と朱書きし、試験区分の職種及び「大学卒」、「短大・高校卒等」の区分を明記のうえ、120円切手をはった返信用封筒（A4サイズの内紙が折らずに入るサイズの封筒）を同封してください。

※受験資格、試験日程など、詳しくは試験案内等でご確認ください。

（試験案内は、市ホームページでもご覧いただけます）

**申込・問 本庁 総務課職員G ☎52-1111 内線321 FAX53-6010 ✉soumu@city.hitachiomiya.lg.jp**

## 国民健康保険に加入している方へ

### 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在、常陸大宮市国民健康保険に加入している方がお持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成26年7月31日までとなっています。平成26年8月以降も引き続き限度額適用認定証等をお使いになる場合は、再度申請を行う必要があります。

ご希望の方は、医療保険課または各総合支所市民福祉課の窓口で手続きをしてください。

申請は随時受け付けますが、限度額適用認定証等が使用できるのは、申請した月の1日からです。

<手続きに必要なもの>

- ・国民健康保険被保険者証      ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・市民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院期間が91日以上の方は、入院期間を確認できる書類（医療機関の領収書など）

※平成25年中の所得の申告をしていない世帯、国民健康保険税に未納がある世帯の場合交付されないことがありますのでご注意ください。

### 【限度額適用認定証等について】

入院や外来等で医療費が高額になる場合、国民健康保険被保険者証とともに限度額適用認定証等を医療機関等の窓口で提示することによって、一医療機関ごとのひと月分の医療費の負担（保険適用分）が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証等は事前の申請が必要です。申請が必要な方は下表のとおりです。

区分		認定証申請手続き	保険証とともに医療機関等に提示するもの
70歳未満の方	市民税非課税世帯	認定証の申請をしてください	限度額適用・標準負担額減額認定証
	市民税課税世帯		限度額適用認定証
70歳以上の方	市民税非課税世帯		高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証
	市民税課税世帯	認定証の申請の必要はありません	高齢受給者証

※この場合の市民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主とすべての国民健康保険被保険者が市民税非課税の世帯です。

※自己負担限度額は所得区分等により異なります。詳しくはお問い合わせください。なお、70歳未満の方は平成27年1月から所得区分を細分化するなど自己負担限度額の見直しが行われる予定です。

※市民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代も減額になります。

**問 本庁 医療保険課医療保険G ☎52-1111 内線164**

**山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表) 美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)**

**緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表) 御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)**